

令和3年度名取市教育基本方針

教育の目指す姿

質の高い学校教育と家庭・地域の教育力の向上が図られ、多様な主体と手を携えながら、次代を担い活躍する「生きる力」を持つ心身ともに健全な子どもたちが育っている。

そして、人々が生涯学習や文化芸術、スポーツ活動に親しみ、伝統文化や歴史文化を大切にしながら、ふるさとを愛する心が育まれており、活力のあるコミュニティが形成されている。

目標1 学校教育の充実

○目指す姿(ゴール)

子どもたちが自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を育むことができるよう、家庭や地域と連携しながら、特色ある教育を推進するとともに、きめ細やかな指導体制の強化が図られています。

○施策の方向(ターゲット)

- (1)学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びにより、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」を総合的にバランスよく身につけるための学校教育を推進します。
- (2)地域の特性を生かしつつ、家庭や地域、他分野との連携を図りながら、グローバル化や情報化など社会の変化に対応した特色ある教育を推進します。
- (3)一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばすことができるきめ細かな指導体制の充実と教職員の資質向上に努めます。

○具体的施策

1-1 教育活動の充実

- ・児童生徒の実態に応じた指導体制や指導方法など工夫改善を図り、確かな学力の向上に努める。
- ・道徳教育・情操教育の充実を図り、規範意識や命を大切にする心・思いやりの心・多様性を理解し受容する心の育成に努める。
- ・体育・健康教育の充実や学校給食を中心とした食育の推進などにより、健やかな体の育成に努める。
- ・小中一貫教育と小中連携事業を推進し、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある教育活動の充実を図る。
- ・感染症予防も含め、健康、安全に関する指導を推進し、児童生徒の健康増進と体力づくりの充実を図る。
- ・幼児教育との連携の充実を図り、発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を目指す。
- ・自らの生き方を見つめ主体的に進路選択できるよう、情報提供とサポート体制の構築を図る。

1-2 時代に応じた教育の推進

- ・国際理解教育や情報教育、環境教育など社会の変化に対応した教育の充実に努める。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにするアクティブ・ラーニングの視点に立

った授業改善を推進する。

- ・情報活用能力の育成を図るため、ICT環境の計画的な整備を行い、ICTを活用した学習活動の充実を図るとともに、メールやSNS等に係る情報モラル教育を推進する。

1-3 防災教育の充実

- ・東日本大震災の経験を踏まえた防災教育を推進し、災害に対する正しい知識の習得と、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる力を育成する。
- ・地域や家庭と連携した防災訓練・防災教育に取り組み、災害から自らの命を守る教育に加え、安全安心な社会づくりに貢献する心を育み、地域に根ざした安全教育に取り組む。
- ・毎月「11日」を「防災学習日」とし、市立学校共通のカリキュラムによる防災教育を推進するとともに、各校における防災教育の自校化に努め、災害種別に応じた避難訓練等を実施することで、防災意識と防災対応能力を育成する。

1-4 地域の特性を生かした教育の推進

- ・本市の自然や歴史、産業、高等専門学校、大学などの資源を生かした「特色のある教育」を推進する。
- ・文化・芸術やスポーツの分野におけるトップランナーや各業界の専門家に講師を依頼し、講演会や体験教室を実施する。(夢サポート事業)
- ・地域の特性を活かし、地域とともにある学校づくり、コミュニティスクール(学校運営協議会制度)導入の検討をする。

1-5 特別支援教育の充実

- ・特別支援教育充実のために適正な就学支援を行うとともに、配慮を要する児童生徒の学びの環境を整え、一人ひとりの実態に応じた効果的指導に努める。

1-6 教職員の資質向上

- ・主体的な校内研究・現職教育を充実させ、教職員の実践的指導力の向上を目指す。
- ・各種研修会・研究会等、研修機会の拡充に努めるとともに、研修内容の充実を図る。
- ・小中連携による互恵性のある交流や研修の充実を図り、教科指導や防災教育、生徒指導や教育相談に係る資質向上に資する。
- ・研究主任者会の活性化を通して各校の校内研究等について成果を共有し、各校の研究推進を促し、授業力の向上に資する。
- ・教職員の業務の見直しや改善に努め、働き方改革を推進し、資質能力の向上につながる研修を自ら行うことができる環境を整える。

目標2 教育環境の整備

○目指す姿(ゴール)

特色ある教育活動に必要な施設や設備が充実しています。子どもたちが学校で安全に安心して過ごすことができる教育相談体制が強化され、家庭や地域と連携した見守り活動の充実が図られています。

○施策の方向(ターゲット)

- (1)子どもの安全・健康の確保や合理的配慮の提供に資する施設・設備の整備を推進します。また、情報教育・外国語教育等に必要な機材等の計画的な整備を推進します。
- (2)いじめ対策や心のケアなど子どもが抱える不安や悩み、課題等に寄り添う相談体制の充実に努めます。
- (3)家庭や地域と連携しながら、通学時の子どもの安全確保のため活動や環境の整備を推進します。

○具体的施策

2-1 学校施設・設備、衛生管理体制の充実

- ・学校施設・設備は、学校施設長寿命化計画に基づき、適切かつ計画的な整備を図る。(学校改築事業)
- ・学校の衛生管理の観点から、感染症防止対策に努め、適切な教育環境を整備する。

2-2 学校給食の充実

- ・衛生管理体制を徹底し安全安心な給食の提供に努めるとともに、食物アレルギー対応食を導入し、子どもたちが給食を楽しめる環境を整備する。
- ・給食食材に地場産品を積極的に取り入れ、地産地消の推進と新鮮な食材を使った学校給食を提供する。

2-3 教育相談・指導体制の充実

- ・教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、児童生徒相互及び教師とのふれあいを大切にした人間関係の育成に向けた取り組みを推進する。
- ・訪問指導員による不登校児童生徒への訪問指導やスクールカウンセラーの配置拡充、スクールソーシャルワーカーの活用等により、不登校傾向にある児童生徒の心のケアと保護者への助言を行うことができる環境づくりに努める。
- ・不登校児童生徒の学校復帰や自立に向けた支援を、県の事業（ケアハウス・学び支援教室充実事業）や関係機関と連携しながら推進する。

2-4 いじめ対策の強化

- ・いじめを許さない環境づくりに努めるとともに、発生した場合に迅速で誠実に対応できるような体制を確立する。

2-5 通学環境の充実

- ・地域や関係機関と連携し、通学路の危険箇所等の点検を行い、児童生徒の安全確保に努める。
- ・遠距離通学の児童生徒に対する通学支援を行う。

目標3 家庭・地域の教育力の向上

○目指す姿(ゴール)

全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上が図られています。地域が持つ教育資源との連携と協力のもと、様々な体験や学習の機会の充実が図られています。

○施策の方向(ターゲット)

- (1)家庭教育の向上のために、様々な機会・媒体を通じて、しつけ、食育、生活、学習習慣の定着等について学ぶ機会の充実を図るとともに、孤立しがちな家庭等に対する家庭教育支援を推進します。
- (2)関係団体や企業、様々な知識・技術を持つ人材等の協力を得ながら、地域における教育・体験活動の充実を図るとともに、子どもたちの積極的な参加を推進します。

○具体的施策

3-1 家庭教育の充実

- ・新入学家庭教育講座等家庭教育に関する学習機会の充実に努める。
- ・地域の中で親同士の交流や仲間づくりの機会を作り、家庭教育に関する情報提供や情報発信、相談対応等の機会の拡充を図る。
- ・家庭教育支援チーム員の活動支援や新たなチーム員を育成するため、研修機会の充実に努める。

3-2 地域における多様な体験・交流活動の充実

- ・公民館事業や地域団体等の学習機会として、「マナビィ宅配便」や「出前講座」の充実を図る。
- ・世代を問わず参加できる地域行事（地区民体育大会、公民館まつり等）の充実を図り、住民相互の交流促進に努める。

3-3 子どもの社会参加の促進

- ・地域の人材（団体や企業等）や環境などを生かした子どもの学びの場をつくることを通じて、子どもの社会参加の促進に努める。
- ・姉妹都市交流促進のため、上山市との共催事業「海の子山の子交歓会」を実施し、子ども同士の友情を育み交流を深められよう支援する。
- ・子ども会活動支援等の充実を図るため、青少年リーダーであるジュニア・リーダーの活動支援と研修機会の充実を図る。

3-4 健全な育成環境づくり

- ・地域ぐるみで子どもを育てる気運を醸成し、青少年を守るためにインターネット・リテラシーの必要性について啓発を図る。
- ・青少年健全育成名取市民会議等と連携し、環境浄化活動や定例巡回指導等青少年の健全育成につながる環境づくりに努める。
- ・青少年の悩みについて、様々な方法で相談できるよう相談窓口のあり方を検討する。

3-5 地域ぐるみの学校支援

- ・小・中・義務教育学校の地域学校協働本部の設立支援や、活動支援の充実を図る。
- ・学校と地域が活動目標を理解、共有、連携し充実した活動につながるよう、各種情報発信の充実に努める。

目標4 生涯学習の推進

○目標4-1 目指す姿(ゴール)

市民の興味や関心、学習意欲に応じ、生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境づくりが整っています。学習で得た知識や技術等を生かし、地域社会に還元する仕組みの構築・活用が図られています。

○目標4-2 施策の方向(ターゲット)

- (1)生涯にわたって主体的な学習活動を支援するため、市民ニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、生涯学習活動拠点の整備・充実と利用促進を図ります。
- (2)学習成果を発表する場の充実や学習で得た知識・技術を地域に還元する場の創出に努めます。

○具体的な施策

4-1 学習情報の提供の充実

- ・生涯学習に関する情報発信は、高等教育機関等とネットワーク化や一元化に努め、市民がわかりやすく情報を受け取れるよう、様々な情報ツールの活用を図る。
- ・市民の学びを支援する市民大学講座や自主企画講座、マナビィ宅配便などの充実に努める。
- ・地域課題解決などを目的とした、地域住民の主体的な学習機会や活動の支援、活性化を促すため、公民館職員研修等でファシリテーター技術のスキルアップを図る。

4-2 学習環境の整備

- ・図書館利用促進のため、ホームページやSNS等わかりやすい情報発信に努める。
- ・高等教育機関を含む学校図書館との連携をとおして、図書館の学習機能充実、サービスの充実、読書活動を推進する。
- ・子ども読書活動の推進を図るため、学校図書館（司書教諭や司書）、読み聞かせボランティア等との連携に努める。
- ・公民館の老朽化や狭隘化に対応するため、計画的に改築や修繕に努める。（公民館移転改築事業）

4-3 学びの成果を生かす仕組みの確立

- ・生涯学習推進大会や公民館まつり等、学習成果の発表の場の充実を図る。
- ・地域課題解決のための学びの場を支援し、地域住民が培った学びの成果の知識や技能が生かされる仕

組みづくりを検討する。

4-4 学びでつながるまちづくり

- ・学校・地域・家庭の連携を図り、子どもの成長を支え合う推進体制の充実に努める。(学校地域連携・協働事業)
- ・公民館は、地域住民の学びと市民活動の連携・交流をコーディネートすることにより、学びによるまちづくりの促進を図る。

目標5 生涯スポーツの振興

○目指す姿(ゴール)

一人ひとりの体力や意欲に応じ、生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツの活動機会が充実され、安全・安心に楽しむことができる環境づくりが整っています。

○施策の方向(ターゲット)

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツに関心を持ち、始めるためのきっかけづくりや、年齢や体力、意欲に応じた多様なスポーツに親しむことができる機会の充実を図ります。
- (2) 市民が安全・安心してスポーツができるための施設・設備の計画的な整備と指導者の確保に努めます。

○具体的施策

5-1 スポーツに親しむ機会の充実

- ・スポーツ活動の機会の確保と新型コロナウイルス感染拡大防止を両立させるよう対応しながら、スポーツに親しめるきっかけづくりとして、市民総合スポーツ祭や各種スポーツ教室の開催、自主事業(大会含む)の充実を図る。
- ・誰でも気軽に参加でき、コミュニケーションづくりにも利用できるニュースポーツの普及に努め、市民がスポーツに興味や関心を持てるよう、大会・イベント情報などを収集し、市民への提供を推進する。

5-2 スポーツ施設の整備充実

- ・既存体育施設、設備の機能を維持し、市民にとって利用しやすい施設環境の提供に努める。
- ・学校施設の開放により、有効活用を図り、市民のスポーツ活動を推進する。

5-3 スポーツ団体・クラブの育成

- ・体育協会の育成及び連携強化に努める。
- ・総合型地域スポーツクラブの育成・支援に努める。
- ・民間スポーツクラブと連携し、多様化するニーズに即した事業展開を図る。

目標6 文化芸術活動の推進

○目指す姿(ゴール)

市民が多くの良質な文化芸術に触れています。一人ひとりが持つ個性や感性を生かし、磨きながら多様な文化芸術活動に取り組むことができる環境づくりが整っています。

○施策の方向(ターゲット)

- (1) 文化芸術に対する関心を高め、知識の普及に努めるとともに、国内外の優れた文化芸術に触れる機会の創出を図ります。
- (2) 文化芸術活動を行う団体等の活動支援や文化芸術の視野が広がる取り組みを推進し、市民の主体的な活動の活性化を図ります。

○具体的施策

6-1 文化芸術に触れる機会の充実

- ・市民が優れた文化芸術を鑑賞・体験することができる環境づくりに努めるとともに、次代を担う子どもたちが文化芸術を身近に触れる機会の充実を図る。（文化芸術振興事業）
- ・文化芸術に関する情報提供の充実に努める。

6-2 市民の文化芸術活動への支援

- ・市民が参加（参画）する市民参画型文化芸術活動は、研修や活動成果を発表する機会の充実を図る。
- ・地域に根ざした文化芸術活動団体の自主的かつ主体的な活動と交流を支援する。

6-3 文化会館の活用と充実

- ・文化芸術振興の拠点、また市民の憩いの場として、だれもが安心して文化芸術活動に取り組めるよう、施設の保守点検に努め、効率的に修繕を行う。
- ・市民が本物の文化芸術に触れられるよう、施設の特性を活かした多様な事業の展開を促進する。

目標7 文化財の保存・活用

○目指す姿（ゴール）

守り伝えられてきた貴重な文化遺産の価値や魅力について広く理解されています。その文化遺産が保存・継承され、教育や観光の面で活用されはじめています。

○施策の方向（ターゲット）

- (1) 地域に伝わる文化遺産の価値と魅力の調査・把握に努め、その保護に向けた取り組みを推進します。
- (2) 歴史民俗資料館を中心に、地域関連施設とも連携を図りながら、展示公開、体験学習、ボランティア活動等の文化遺産に触れる機会拡充を図ることで、文化遺産の保護意識や郷土への誇り、愛着の醸成に努めます。
- (3) 地域の貴重な文化遺産を市内外に積極的に伝えていくとともに、教育や観光等様々な分野での積極的な活用を図ります。

○具体的施策

7-1 文化財の保護・継承

- ・指定文化財等の拡充および適切な維持管理や整備等を行い、その保存・継承に努める。
- ・文化財等の調査・研究に努め、その成果の保存・継承や必要な保護措置を行う。
- ・埋蔵文化財の保護と各種開発事業の円滑な実施が図られるよう努める。
- ・民俗芸能等、伝統文化の後継者育成をはじめとする伝承活動や文化財所有者へ、実情を踏まえた継続的な支援を行う。

7-2 文化財の普及と活用の促進

- ・歴史民俗資料館を活用した文化財ガイドや展示公開、調査・研究や学習・体験活動等を、市民や関係団体、学校や図書館等と連携を図りながら実施し、郷土の歴史文化に触れる機会の拡充に努める。
- ・様々な媒体による市内外に向けた積極的な情報発信に努め、地域の歴史文化遺産への関心や保護意識の向上、郷土への愛着の醸成、歴史文化遺産への来訪や活用の促進を図る。
- ・歴史文化遺産の案内や学習活動の支援等を行うボランティアの募集や研修会の実施、歴史民俗資料館の活動への参加を通じた人材育成を図る。

7-3 保存・活用環境の整備充実

- ・保存・活用の中核を担う歴史民俗資料館におけるソフト事業実施や市内各所に所在する歴史文化遺産の説明板整備等、保存・活用環境の整備充実に努める。
- ・歴史文化遺産の保存・活用の取り組みを、市民や関係団体、関連施設等の多様な主体者の参加協力を得ながら実施し、連携体制の構築や強化に努める。